

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にできる精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、『人間性豊かな生徒を育成する。』を教育目標としており、そのために道徳教育、人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、一人ひとりの生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図り、同時に社会性や行動力を養い、人権尊重という考えに基づき健全な人間としての生き方を援助することで学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話、スマホ等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

いじめ防止対策推進委員会

(2) 構成員

校長、教頭、首席、指導教諭、生徒指導担当者、こども支援コーディネーター、各学年主任、各学年生徒指導担当者、養護教諭、生徒会担当者、必要に応じて外部専門家（スクールカウンセラー、SSWなど）

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 取組状況の把握と検証

いじめ防止対策推進委員会を年4回（必要に応じてそれ以上）開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

5 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

岸和田市立桜台中学校 いじめ防止年間計画				
	1年生	2年生	3年生	学校全体
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式、始業式 ・保護者と生徒への相談窓口の周知（SCなど） ・生活環境カードによる生徒の状況周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式 ・保護者と生徒への相談窓口の周知（SCなど） ・生活環境カードによる生徒の状況周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式 ・保護者と生徒への相談窓口の周知（SCなど） ・生活環境カードによる生徒の状況周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策推進委員会①（基本方針、年間計画の確認など） ・「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 ・PTA総会での「学校いじめ基本方針」の説明
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問（生徒の状況周知） ・宿泊学習（集団形成） ・QUテスト① ・クラスマッチ①（集団形成） 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問（生徒の状況周知） ・QUテスト① ・クラスマッチ①（集団形成） 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問（生徒の状況周知） ・修学旅行（集団形成） ・QUテスト① ・クラスマッチ①（集団形成） 	<ul style="list-style-type: none"> ・QUテスト分析、共有
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談（生徒の状況周知） ・来て見てスクール（授業参観、学年懇談会での情報共有） ・生活アンケート① 	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習（集団形成） ・教育相談（生徒の状況周知） ・来て見てスクール（授業参観、学年懇談会での情報共有） ・生活アンケート① 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談（生徒の状況周知） ・来て見てスクール（授業参観、学年懇談会での情報共有） ・生活アンケート① 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談月間 ・生活アンケートの確認、共有
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・期末懇談会（生徒の状況の共有） 	<ul style="list-style-type: none"> ・期末懇談会（生徒の状況の共有） 	<ul style="list-style-type: none"> ・期末懇談会（生徒の状況の共有） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策推進委員会②（進捗状況の確認、検証）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・体育大会（集団形成） 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育大会（集団形成） 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育大会（集団形成） 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭（集団形成） ・道徳研究授業 ・QUテスト② 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭（集団形成） ・道徳研究授業 ・QUテスト② 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭（集団形成） ・道徳研究授業 ・QUテスト② 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談（生徒の状況周知） ・授業参観、学年懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談（生徒の状況周知） ・授業参観、学年懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談（生徒の状況周知） ・授業参観、学年懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・QUテスト分析、共有 ・教育相談月間 ・いじめ防止対策推進委員会③（進捗状況の確認、検証）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・合唱コンクール（集団形成） ・期末懇談会（生徒の状況の共有） ・生活アンケート② 	<ul style="list-style-type: none"> ・合唱コンクール（集団形成） ・期末懇談会（生徒の状況の共有） ・生活アンケート② 	<ul style="list-style-type: none"> ・合唱コンクール（集団形成） ・期末懇談会（生徒の協きょうの共有） ・生活アンケート② 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケートの確認、共有

1月				
2月	・教育相談（生徒の状況周知）	・教育相談（生徒の状況周知） ・校外学習（集団形成）	・教育相談（生徒の状況周知）	・教育相談月間
3月	・ケータイ安全教室（ネットいじめ対策） ・修了式	・ケータイ安全教室（ネットいじめ対策） ・修了式	・卒業式	・いじめ防止対策推進委員会④（年間の取り組みの検証）

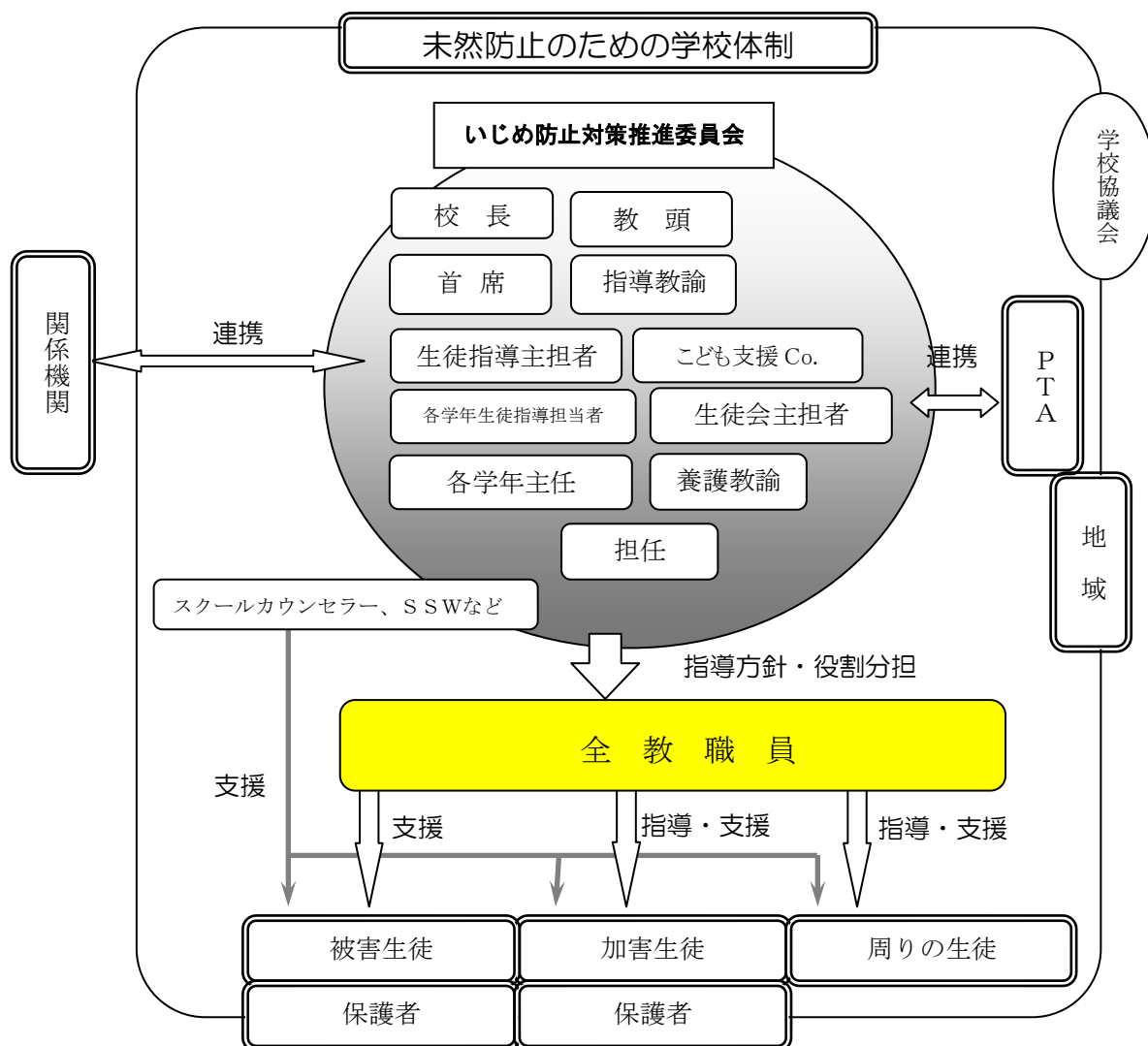
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

〈岸和田市立桜台中学校 いじめの未然防止のための体制〉



2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため教職員全体として、早期発見を基本とし子どもたちの状況の把握とその情報の共有をする。または保護者、学校協議会、地域、関係機関とも連携をはかり、生徒を見守っていく。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、学校教育全体を通じた道徳教育、人権教育の充実、読書活動、体験学習などの推進により、生徒の社会性を育む。

幅広い社会体験、生活体験を設け、他人の気持ちを尊重できる豊かな心を育成し、自分と他人の存在を等しく認め合える態度を養う。

また、自他の意見の相違があっても、お互いを認めながら建設的に調整しかいけつつしていける力や自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、子どもたちの「絆づくり」と「居場所づくり」に取り組んでいきます。

「絆づくり」とは主体的に取り組む共同的な活動を通して、生徒自らが「絆」を感じ取り、紡いでいくことを指しています。(子どもたちが主導)

「居場所づくり」とは、生徒が安心できる自己存在感や充実感を感じられる場所を提供することを指しています。(教職員が主導)

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、授業や行事の中で子どもたちが活躍でき、輝ける場面を設定していきます。他者から認めてもらえると感じた子どもはいたずらに他者を否定することも攻撃することも減ります。相手をおとしめて自分の存在を相対的に高めるといった必要がないからです。さらには相手のことも認めることができるようになっていきます。

(単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があって感じることで自己の有用性のことを自己有用感と呼びます。)

(5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として

①集団形成行事の実施

(クラスマッチや体育大会、文化祭、合唱コンクール、校外学習、宿泊学習など)

②道徳や人権的要素の授業の充実

③各学期に一回の教育相談の実施

上記の3つを生徒自らいじめについて学び、取り組む方法の柱とし、生徒が自らいじめについて学べる環境を整え、取り組むきっかけができるように進めていく。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

日常の学校生活の中で、生徒が示すサインや変化を見逃さないようにする。その情報や生徒の様子、状況を教職員が日常的に情報交換し共有することで、学年、学校全体として継続的に生徒を見守っていく。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、年間2回の生活アンケートを実施する。また、各学期に1回教育相談を行い、個別で生徒と話ができる環境をつくる。日常の観察に関しては継続的に生徒の様子を観察しながら、見守っていく。それらの情報を学年及び学校で共有し生徒の実態把握をしていく。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るために、保護者の方にも協力してもらい、家庭で気になった様子はないかを把握する。家庭訪問時や個人懇談時はもちろん、日ごろから何かあれば家庭連絡や家庭訪問をし情報を共有する。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制としてホットラインなどの教育相談、被害者救済の相談窓口やスクールカウンセラーについても広く周知していく。
- (4) 学校通信、学年通信等により、スクールカウンセラーや教育相談等の相談体制を広く周知する。
校内いじめ防止対策推進委員会により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、原則として第三者が知りうることはない。しかし、いじめの事実がある場合や、生徒の人権が侵害されたり安全や生命が脅かされたりする場合には、その限りではない。

第4章 いじめに対する迅速な対応

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「いじめ事象生起時の対応について(平成24年9月市教委作成)」「ネット上のトラブルへの対応(平成25年10月市教委作成)」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が市教委に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討

する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた生徒の別室指導などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ防止対策推進委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。
体育大会や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、いじめ防止対策推進委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、総合的な学習の時間等において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 重大事態への対応

市教委に重大事態の発生を報告（※市教委から市長等に報告）

①生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い（生徒が自殺を企図した場合等）。

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い。

※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

→市・市教委が重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

市・市教委の指導・支援のもと、対応に当たる。

市・市教委が調査主体となる場合

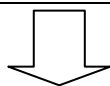
市・市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力。

第5章 その他

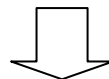
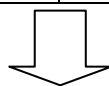
5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート

ねらい
<p>■生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応についてレベル1～5の5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは加害者・被害者、及び教員の保護にもつながるものである。</p> <p>①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。</p> <p>②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。</p> <p>③教員が適切な指導が行えない状況を避ける。</p> <p>④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部への機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。</p> <p>■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ生徒・保護者などにチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。</p>

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
管理職に報告し、担任・学年が把握し注意・指導を行うレベル。	管理職・生徒指導担当を含めた学校全体で共通理解を図り、指導・改善を行うレベル。	警察や関係機関と連携して校内での指導を行うレベル。	教育委員会が主導的な役割を担い、学校管理規則に則り対応し、警察と連携し校外での指導を行うレベル。	学校・教育委員会から警察・福祉機関等外部機関に対応の主体がうつるレベル。
担任・学年教員で対応し、解決を図る。	担任・学年教員とともに管理職・生徒指導担当が指導し、同じことを繰り返さないように保護者を交えて指導する。	管理職が警察・福祉部局と連携し、指導するとともに保護者にも働きかけて家庭でも指導する。	教育委員会が指導計画に基づき、家庭・校外で指導する。	教育委員会が主導で警察・福祉機関・自動福祉施設等と学校の連携を図り、対応する。



SC、SSWとの連携	市町村問題解決チームの支援要請
------------	-----------------



府教育委員会緊急支援チームの派遣要請

再発防止に向けて → 継続的な観察、指導、保護者との連携、関係機関との連携
